

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	1365-422-0302-5Z1		仕様書番号	
品名 又は 件名	発煙油 -----		C&LPS-P13005-10	
			大臣承認	平成 年 月 日
			作成	昭和57年 4月30日
			改正	平成29年 3月 9日
				平成31年 3月20日
作成部隊等名	補給本部			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において着色発煙油の基油及び白色発煙油として使用する発煙油について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.2.1

##### 自隊ドラム

防衛省から差し出されるドラムのことをいう。

##### 新ドラム

契約の相手方が準備する新品のドラムのことをいう。

### 1.3 種類

種類は表1によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書で指定する。

表1-種類

物品番号	納入区分
1365-001-9429-5Z1	ドラム
1365-422-0302-5Z1	バルク

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

品 名	発煙油
-----	-----

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

J I S K 2 2 4 9 - 1	原油及び石油製品—密度の求め方—第 1 部：振動法
J I S K 2 2 5 1	原油及び石油製品—試料採取方法
J I S K 2 2 5 2	石油製品—反応試験方法
J I S K 2 2 6 5 - 4	引火点の求め方—第 4 部：クリーブランド開放法
J I S K 2 2 6 9	原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法
J I S K 2 2 8 3	原油及び石油製品—動粘度試験方法及び粘度指数算出方法
J I S K 2 5 0 1	石油製品及び潤滑油—中和価試験方法
J I S K 2 5 1 3	石油製品—銅版腐食試験方法
J I S K 2 5 8 0	石油製品—色試験方法
N D S Z 0 0 0 1	包装の総則

b) 仕様書

D S P K 5 2 0 3	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
D S P Z 1 0 0 2	鋼製ドラム，200L
C & L P S - Y 0 0 0 0 7	調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）
- 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）

2 製品に関する要求

2.1 性能・品質

水、添加剤及び沈殿物を含まない精製鉱油であって、付表 1 の規定に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 試験

3.1.1 試験項目・試験方法

試験項目及び試験方法は、付表 1 による。

3.1.2 試料の採取方法

検査のための試料及び採取方法は、J I S K 2 2 5 1 による。

3.2 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

4.1 納入区分

- a) ドラムは、D S P Z 1 0 0 2 の 2 とし、天地巻締めについては、市販規格の多重巻とする。

品 名	発煙油
-----	-----

- b) ドラムは、自隊ドラム又は新ドラムとし、ドラムの種類及びDSP Z 1002の2.3で示すタイプについては、調達要領指定書で指定する。  
 なお、自隊ドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行うとともに、外面をDSP K 5203に規定するOD色の塗料を用いて塗装する。
- c) ドラムは、消防法の危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び船舶安全法の危険物船舶運送及び貯蔵規則に適合したものとする。
- d) バルクによる場合は、タンクローリーにより基地内のタンクピットに納入するものとする。

#### 4.2 納入単位

15℃における容量(ℓ)とする。ただし、タンクローリー(バルク)で納入する場合は、特に指定しない限り温度換算は行わないものとする。

#### 4.3 包装の表示

包装の表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

付表 1 - 発煙油の性状

項 目	規 定	試 験 方 法
引 火 点 °C	130 以上	J I S K 2265-4
動粘度 40 °C センチストークス	7.48 を超え 9.00 未満	J I S K 2283
銅 版 腐 食 度	1 以 下	J I S K 2513
反 応	中 性	J I S K 2252
流 動 点 °C	-50 以下	J I S K 2269
中和価 mgKOH/g <sup>a)</sup>	0.2 以下	J I S K 2501
色 (A S T M)	5.0 以下	J I S K 2580
密度 (15 °C) g/cm <sup>3</sup>	報 告	J I S K 2249-1
発 煙 性	合 格	内径約 30 mm 鋼管内壁を 500 ~ 600 °C の温度に加熱して、その一端から流速 3 m/sec 以上の空気を通し、この加熱部分に適量の試料を滴下し、管の他端から発生する煙の色調が白色を示すものとする。
注 <sup>a)</sup> 中和価とは酸価とアルカリ価を総称する。		